

2025年9月25日

各 位

会社名 東京インキ株式会社  
 代表者名 代表取締役社長 堀川 聡  
 (コード番号 4635 東証スタンダード市場)  
 問合せ先 取締役・常務執行役員  
 管理部門長、IR統括 中村 真次  
 (TEL. 03-5902-7652)

**株式分割、株式分割に伴う定款の一部変更、配当予想の修正および  
 株主優待制度の一部変更（拡充）に関するお知らせ**

当社は、2025年9月25日開催の取締役会において、株式分割、株式分割に伴う定款の一部変更、配当予想の修正および株主優待制度の一部変更（拡充）を行うことについて決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 株式分割の目的

株式分割を行い投資単位当たりの金額を引き下げることにより、当社株式の流動性の向上と投資家層のさらなる拡大を図ることを目的とするものです。

2. 株式分割の概要

(1) 分割の方法

2025年12月31日（水曜日）を基準日として、同日最終の株主名簿に記載または記録された株主の所有する普通株式を、1株につき5株の割合をもって分割いたします。

(2) 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	2,725,758 株
今回の分割により増加する株式数	10,903,032 株
株式分割後の発行済株式総数	13,628,790 株
株式分割後の発行可能株式総数	37,000,000 株

(3) 分割の日程

基準日公告日 2025年12月8日(月曜日)(予定)

基準日 2025年12月31日(水曜日)

効力発生日 2026年1月1日(木曜日)

※基準日当日は、株主名簿管理人の休業日にあたり、実質的な基準日は2025年12月30日(火曜日)となります。

(4) その他

今回の株式分割に際して、資本金の額の変更はありません。

3. 定款の一部変更について

(1) 定款変更の理由

今回の株式分割に伴い、会社法第184条第2項の規定に基づき、2026年1月1日をもって当社の定款第6条の発行可能株式総数を変更いたします。

(2) 変更の内容(下線は変更箇所を示します。)

現行定款	変更後定款
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>740万</u> 株とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>3,700万株</u> とする。

(3) 日程

定款変更の効力発生日 2026年1月1日(木曜日)

#### 4. 配当予想の修正

今回の株式分割に伴い、2025年5月13日付で公表いたしました2026年3月期の期末配当予想額を以下の通り修正いたします。なお、以下の今回修正予想は株式分割に伴う修正であり、前回予想の1株当たりの期末配当予想に実質的な変更はありません。

	年間配当金		
	中間	期末	合計
前回予想 (2025年5月13日発表)	100円00銭	110円00銭	210円00銭
今回修正予想 [株式分割前換算]	100円00銭(注1)	22円00銭 [110円00銭]	—(注2) [210円00銭]
前期実績 (2025年3月期)	60円00銭	130円00銭	190円00銭

(注1) 2026年3月期における中間配当につきましては、株式分割の効力発生日以前に実施いたしますので、配当予想の変更はございません。

(注2) 今回修正予想の合計につきましては、株式分割の実施により単純比較ができないため表示していません。

## 5. 株主優待制度の一部変更（拡充）について

### (1) 変更の目的

株式分割に伴い、従来と同等のご優待内容を維持しつつ、株主優待制度を実質的に拡充することにより、当社株式への投資の魅力を高め、より多くの株主さまに中長期的に保有していただくことを目的とするものです。

### (2) 変更の内容

#### 【現行】

保有株式数	優待品の内容
100 株以上	当社オリジナルクオカード (1,000 円分)
300 株以上かつ3年以上保有 (注)	当社オリジナルクオカード (2,000 円分)

(注)「300 株以上を3年以上保有」とは、3年前から当年までのすべての各基準日（3月31日および9月30日）における株主名簿に300株以上の保有記録が同一株主番号で連続している場合をいいます。

#### 【変更後】

保有株式数	優待品の内容
100 株以上	1,000 円分の優待品
300 株以上かつ3年以上保有 (注)	2,000 円分の優待品

(注)「300 株以上かつ3年以上保有」とは、3年前から当年までのすべての各基準日（3月31日および9月30日）における株主名簿に300株以上の保有記録（2025年9月30日までの株主名簿においては60株以上の保有記録）が同一株主番号で連続している場合をいいます。

### (3) 変更の時期

2026年3月31日を基準日とした株主名簿に記録された株主さまに対する株主優待より、変更後の制度を適用いたします。なお、2025年9月30日を基準日とした株主名簿に記録された株主さまに対する株主優待につきましては、現行の制度に基づき実施いたします。

### (4) 優待品の内容変更について

只今、2026年3月31日を基準日とした株主名簿に記録された株主さまに対する株主優待より、優待品の変更を検討しております。具体的な優待品の内容が決定し次第、速やかにお知らせいたします。

以 上